

## 愛知県情報公開審査会答申の概要

答申第 1036 号（諮問第 1700 号）

件名：愛知県情報公開審査会の資料等の不開示決定に関する件

1 開示請求

平成 28 年 6 月 29 日、同年 7 月 14 日、同月 20 日、同月 21 日、同月 22 日  
及び平成 30 年 11 月 2 日

2 原処分

平成 28 年 7 月 13 日、同月 28 日、同年 9 月 2 日及び平成 30 年 12 月 14 日  
(不開示決定)

愛知県知事（以下「知事」という。）は、別表の 3 欄に掲げる行政文書  
(以下「本件行政文書」という。) を不開示とした。

3 審査請求

平成 28 年 7 月 19 日、同年 8 月 1 日、同年 9 月 6 日及び平成 30 年 12 月  
19 日

原処分の取消しを求める。

4 諮問

令和 4 年 9 月 15 日

5 答申

令和 5 年 1 月 30 日

6 審査会の結論

知事が、本件行政文書を不開示としたことは妥当である。

7 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、諮問案件に係る調査審議を行うために、条例第 21 条第 1 項の規定により諮問実施機関から審査会に対して提出された対象行政文書及び同条第 4 項の規定により諮問実施機関から審査会に対して提出された実施機関提出資料であり、審査会の庶務を担当する愛知県県民生活部

県民総務課情報グループが管理している文書である。

実施機関は、本件行政文書を条例第7条第5号及び同条第6号に該当するとして不開示としているほか、対象行政文書である文書4から文書6まで、文書8、文書10、文書11及び文書13を、条例第21条第1項にも該当するとして不開示としている。

(3) 条例第7条第5号該当性について

ア 条例第7条第5号は、審議、検討又は協議に関する情報について、検討途中の段階の情報を開示することの公共性を考慮してもなお、県や国等の意思決定に対する支障が看過し得ない程度のものである場合には、当該審議、検討又は協議に関する情報が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

また、同号の「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、公にすることにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合を想定したもので、適正な意思決定手続の確保を保護利益とするものである。

この考え方に基づき、本件行政文書が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 実施機関によれば、審査会の調査審議の内容は、条例で不開示とされている情報に密接な関連を有するものであり、委員には公正・中立的な立場での率直な意見交換及び調査審議が求められているとのことである。

当審査会において本件行政文書を見分したところ、本件行政文書は、いずれも審査会が公正・中立的な立場での調査審議を行うための資料であることから、これを公にすることにより、不服申立てに関する利害関係者など外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、審査会の調査審議における委員の率直な意見交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれがあると認められる。

また、審査会としての意思決定が行われた後であっても、当該調査審議に関する情報が公になれば、公表された答申と比較検討することにより、調査審議の過程が推知され、今後予定される同種の調査審議に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあると認められる。

実施機関においても、調査審議を行うための資料が開示される場合があることを意識して実施機関提出資料の提出を控え、審査会における調査審議に必要な資料が提供されないことにより、審査会の公正・中立的な調査審議に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

ウ よって、本件行政文書は、条例第7条第5号に該当する。

(4) 条例第7条第6号該当性について

ア 条例第7条第6号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよ

う適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

この考え方に基づき、本件行政文書が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 実施機関によれば、本件行政文書は、条例第 21 条第 9 項により非公開とされている調査審議の手続の一環において提出された文書であって、非公開とすることを前提に諮問実施機関に提出を求めているものとのことである。

当審査会において本件行政文書を見分したところ、前記(3)イにおいて述べたとおり、本件行政文書は、いずれも審査会が公正・中立的な立場での調査審議を行うための資料であり、これを公にすることとなれば、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、審査会の調査審議における委員の率直な意見交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれがあると認められる。また、今後の審査会の調査審議において、諮問実施機関は、実施機関提出資料が開示される場合があることを意識し、調査審議に必要な文書の提出を控えるおそれがあると認められる。その結果、審査会において、これらの文書を基にした十分な調査審議が行われなくなるなど、審査会の調査審議の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

ウ よって、本件行政文書は、条例第 7 条第 6 号に該当する。

(5) 実施機関のその他の主張について

以上のとおり、本件行政文書は、条例第 7 条第 5 号及び第 6 号に該当することから、実施機関のその他の主張は論ずるまでもなく、不開示情報に該当する。

(6) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件行政文書の不開示情報該当性については、前記(3)及び(4)で述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(7) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

1 審査請求 年月日	2 決定	3 行政文書の名称等		4 開示しないこととした根拠規定
平成 28 年 7 月 19 日	平成 28 年 7 月 13 日付け 28 県総第 136-2 号	文書 1	県民総務課情報グループに関する開示請求（本請求は答申第 679 号に関して情報グループが保有している文書） A さんの証人調書（期日平成 24 年 1 月 30 日午後 1 時 00 分）	条例第 7 条 第 5 号及び 第 6 号
		文書 2	県民総務課情報グループに関する開示請求（本請求は答申第 679 号に関して情報グループが保有している文書） B さんの証人調書（期日平成 24 年 1 月 30 日午後 1 時 00 分）	
平成 28 年 8 月 1 日	平成 28 年 7 月 28 日付け 28 県総第 158-1 号	文書 3	第 454 回愛知県情報公開審査会諮問第 1308 号実施機関提出資料のうち個別の教育支援計画	条例第 7 条 第 5 号、第 6 号及び第 21 条第 1 項
	平成 28 年 7 月 28 日付け 28 県総第 158-4 号	文書 4	弁護士への資料提出について （諮問第 1308 号に係る対象行政文書）	
	平成 28 年 7 月 28 日付け 28 県総第 158-5 号	文書 5	弁護士への資料提出について （諮問第 1308 号に係る対象行政文書）	
平成 28 年 9 月 6 日	平成 28 年 9 月 2 日付け 28 県総第 204-1 号	文書 6	個別の教育支援計画 個別の指導計画 指導記録 （諮問第 1301 号に係る対象行政文書）	

平成 28 年 9 月 6 日	平成 28 年 9 月 2 日付け 28 県総第 204-2 号	文書 7	第 456 回愛知県情報公開審査会諮問第 1301 号実施機関提出資料	条例第 7 条 第 5 号及び 第 6 号
	平成 28 年 9 月 2 日付け 28 県総第 204-4 号	文書 8	個別の教育支援計画 (諮問第 1301 号に係る対象 行政文書)	条例第 7 条 第 5 号、第 6 号及び第 21 条第 1 項
	平成 28 年 9 月 2 日付け 28 県総第 204-7 号	文書 9	第 456 回愛知県情報公開審査会諮問第 1301 号実施機関提出資料	条例第 7 条 第 5 号及び 第 6 号
	平成 28 年 9 月 2 日付け 28 県総第 204-8 号	文 書 10	個別の教育支援計画 個別の指導計画 (諮問第 1301 号に係る対象 行政文書)	条例第 7 条 第 5 号、第 6 号及び第 21 条第 1 項
	平成 28 年 9 月 2 日付け 28 県総第 204-11 号	文 書 11	個別の教育支援計画 個別の指導計画 指導記録 (諮問第 1301 号に係る対象 行政文書)	
	平成 28 年 9 月 2 日付け 28 県総第 204-23 号	文 書 12	第 456 回愛知県情報公開審査会諮問第 1301 号実施機関提出資料	条例第 7 条 第 5 号及び 第 6 号
	平成 28 年 9 月 2 日付け 28 県総第 204-30 号	文 書 13	指導記録 (諮問第 1301 号に係る対象 行政文書)	条例第 7 条 第 5 号、第 6 号及び第 21 条第 1 項
平成 30 年 12 月 19 日	平成 30 年 12 月 14 日 付け 30 県総 第 445-2 号	文 書 14	愛知県情報公開審査会実施 機関提出資料	条例第 7 条 第 5 号及び 第 6 号